

## 33 道路／河川

問 道路維持課(市庁舎16階／☎214-4796)

### ■道路などの破損を見かけたら

市が管理する道路の穴、ガードレール・フェンス・カーブミラー・側溝ふたの破損および欠損、市章の入った街路灯の破損および点灯不良を見かけたら、ご連絡ください。

### ●道路損傷等通報システム「ぎふしみちレポ」

市が管理する道路の損傷などを、スマートフォンを使っていつでもかんたんに通報できます。市LINE公式アカウントの友だち追加をして、情報提供をお願いします。

友だち追加はこちら▶



## 34 住宅／建築／駐車・駐輪

問 岐阜県住宅供給公社岐阜事務所  
(市庁舎2階／☎265-3901)

### ■市営住宅への入居を希望されるとき

現在、住宅にお困りの人が対象。所得制限があり、家賃は収入に応じて決まります。一般向けのほかに特定単身者向け、車いす対応、老人世帯向け、母子および父子世帯向け、子育て世帯等向けなどもあります。

問 建築指導課(市庁舎17階／☎265-3903)

### ■建築等に関する手続き

建築物を計画する際には建築確認申請などの提出が必要です。

### ■耐震診断・改修の補助事業

住宅、建築物の耐震診断および耐震改修の補助事業を行っています。要件がありますので、詳細はご相談ください。

### ■ブロック塀等撤去費補助事業

道路に面するブロック塀などを撤去する費用の補助事業を行っています。要件がありますので、詳細はご相談ください。

### ■耐震シェルター等設置補助事業

耐震シェルターや防災ベッドの設置費用の補助事業を行っています。要件がありますので、詳細はご相談ください。

### ■民間建築物の吹付けアスベスト対策の補助事業

吹付け建材にアスベスト含有のおそれがある場合のアスベストの有無を分析する調査費用および吹付けアスベストの除去などの工事費用の補助事業がありますのでご相談ください。

問 開発・盛土指導課(市庁舎17階／☎214-4509)

### ■開発許可が必要な場合

市街化区域内(1,000m以上)および市街化調整区域内での宅地開発は許可が必要です。

### ■盛土規制法の許可が必要な場合

一定規模以上の盛土・切土・土石の堆積を行う場合、許可が必要です。

問 土木調査課(市庁舎16階／☎214-4734)

都市計画課(市庁舎15階／☎265-3906)

### ■地区計画の届出が必要な場合

地区整備計画区域内での、土地の区画形質の変更、建築物の建築または工作物の建設、建築物などの用途の変更、建築物などの形態または意匠の変更がある場合は、届出が必要です。

問 農林課(市庁舎13階／☎214-2079)

### ■林道の通行に支障がある時

倒木や路面の荒れで通行に支障があるときはご連絡ください。

問 土木管理課(市庁舎16階／☎214-4719)

### ■道路の自費工事

自費工事(申請者負担)で歩道の切り下げや道路の舗装、側溝の工事などを行うときは、道路管理者の承認が必要です。

### ■道路・河川の占有工事

占有工事(申請者負担)で排水管や足場・橋などを設置するときは、道路・河川管理者の許可が必要です。

## 35 まちづくり／景観／空き家／緑化

問 まちづくり推進政策課(市庁舎17階／☎214-3767)

### ■景観まちづくり

建築物や工作物の新築(新設)、増築、改築、移転、外観の変更となる修繕・模様替・色彩の変更を行う時に届出が必要になる場合があります。

### ■景観アドバイザー

家を建築する時、外観などについて専門家(建築・色彩など)が相談(月1~2回)をお受けします。

問 (一財)岐阜市未来のまちづくり財団

(柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル2階／☎266-1377)

### ■景観まちづくり相談窓口

景観まちづくりなどに関する支援や相談を行います。

問 建築指導課(市庁舎17階／☎265-3985)

### ■屋外広告物(看板など)の規制

屋外広告物の掲出には、特別な場合を除き許可が必要です。

問 住宅・空家対策課(市庁舎17階／☎214-2258)

### ■空き家総合窓口

空き家所有者などからの相談を受け付けています。また、地域の皆さんから管理されていない空き家の情報をお受けし、関係課と連携して対応します。

問 区画整理課(市庁舎15階／☎214-4689)

### ■区画整理事業によるまちづくり

住環境を良くしたい、道路を広げたいなどを目的に地域の皆さんでまちづくりを進めるもので、助成制度を適用できる場合があります。計画段階でご相談ください。

問 都市計画課(市庁舎15階／☎265-3906)

### ■地区計画によるまちづくり

良好な市街地環境の整備・保全を図るため、住民の皆さんと行政が協力しながらまちづくりのルールを定める制度です。

問 (一財)岐阜市未来のまちづくり財団  
(岐阜公園内／☎262-4787)

### ■樹木の無料診断

樹木医による衰退樹木の診断と樹勢回復法の指導を行います。

### ■緑化の助成(要申請)

- 家の新築や、新築住宅を購入した人に苗木を贈呈します。
- 住宅用地に新たに、生け垣づくり、張芝、壁面緑化、屋上緑化を行う場合に助成します。
- 市が指定した保存樹・保存樹林に助成します。

### ■ふれあい花壇

地域の花壇などで花飾りの活動を行う団体を対象に、草花の提供などを行います。

問 ゼロカーボンシティ推進課(市庁舎14階／☎214-2178)

### ■路上喫煙の規制

JR岐阜駅周辺、長良橋通り、玉宮通り、柳ヶ瀬、市役所・ぎふメディアコスモス周辺、金華山登山道、岐阜公園の一部および川原町界隈を「路上喫煙禁止区域」に指定しています。区域内では道路や公園など屋外の公共の場所での喫煙ができません。区域の指定喫煙場所をご利用ください。

なお、違反者には2,000円の過料が科されます。禁止区域以外でも、灰皿が設置されていない場所での路上喫煙はやめましょう。

## 36 市民協働のまちづくり

問 市民活動交流センター  
(ぎふメディアコスモス内／☎264-0011)

### ■岐阜市住民自治基本条例

「まちづくりの主権者は市民」を基本に、市民と行政の役割と責任を明確にし、それぞれが主体的にかつ互いに“協働して”まちづくりを進めていく条例です。

### ■自治会

自治会は、町内などを単位にした自主的な住民自治組織です。また、旧小学校区ごとに50の「自治会連合会」が組織されています。加入については町内の班長や自治会長へご相談ください。

### ■アダプト・プログラム 公共空間などの美化と管理

アダプト・プログラムとは、道路や公園などの公共空間を、地域住民の皆さんで清掃活動や管理を行っていただく制度です。地域の皆さんと市が覚書を結び実施するもので、傷害・賠償責任保険の適用、看板の設置を市が行います。

### ■協議の場

NPO団体と行政による協働事業実施に向け、NPO団体または行政からの事業提案について双方で協議する機会を設けています。また、強化月間を定め事業提案を募集し、協議の機会を提供する「一斉協議の場」も実施しています。

### ■“協働のまちづくり”の相談窓口(中間支援機能)

市民同士や市民の皆さんと行政をつなぐパイプ役として、情報の提供やコーディネートを行います。

- ボランティアに関する相談 →40ページをご覧ください。  
▶生涯学習センターのコーディネーターによる相談を受け付けています。※相談対応日は月ごとに異なります。

### ●まちづくり協議会に対する活動支援や相談

▶岐阜市まちづくりサポートセンター(市民活動交流センター内)

問 人権啓発センター(市庁舎2階／☎214-6119)

### ■人権を尊重するまちづくり

人権問題の解決を目指し、情報の提供や学習・研修・講座などを実施しています。センター内には「あったかハートコーナー」を設けて、人権啓発に関する資料の閲覧・貸出を行っています。

問 地域安全推進課(市庁舎13階／☎214-4964)

### ■みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト

平穏な暮らしが守るために、地域の皆さんのが身の回りの安全に気を配り、地域の安全は地域の手で守っていく必要があります。“ホッとタウン”プロジェクト事業は、地域での積極的な安全活動を市が応援し、市民の皆さんと市との協働でホッとできる安全で安心なまちづくりを進める事業です。自治会など地域の皆さんのが積極的な提案をお待ちしています。

- ◆内容 ①街角トワイライト整備事業 ②防犯カメラ設置事業 ③地域安全運動実施事業 ④ヒヤリハッピング・バリアフリー対策事業 ⑤青色回転灯防犯パトロール実施事業 ⑥“ホッとタウン”カレッジ(地域防犯ボランティアリーダー研修会) ⑦暴力団排除活動実施事業